

工場立地法届出の手引き(概要版)

2025.4

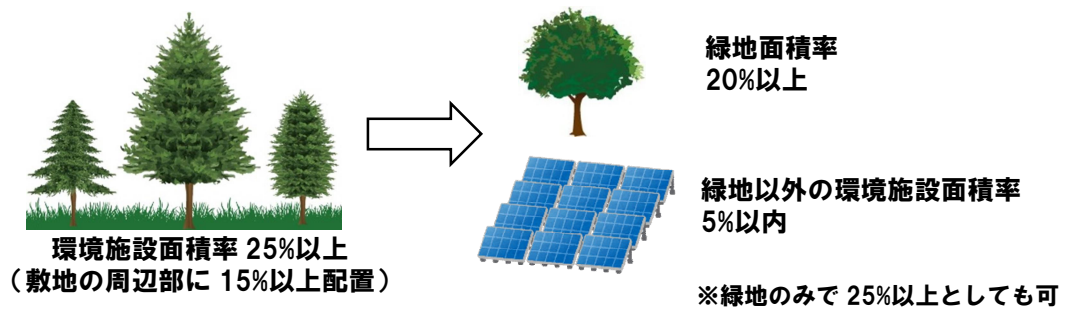
◆工場立地法とは？

工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合等を定め、一定規模以上の工場等を新設又は変更する際に、原則として工事着手の90日前までに市へ届け出ることを義務付けています。

一定規模以上の工場等とは？

敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の製造業等に係る工場又は事業場

緑地を含む環境施設の面積の割合



◆準則の概要

知立市では、事業者様による設備投資や工場用地の効率的な活用を促進するため、工場立地法の市準則条例を制定し、工場の新增設などの際に必要な緑地等の規制を一部の地域で緩和しています。

工場立地に関する準則

対象地域	環境施設面積率	緑地面積率	緑地面積への重複緑地の算入率
市内全域	25%以上	20%以上	25%以内

工場立地法に基づく市準則条例

対象地域	環境施設面積率	緑地面積率	緑地面積への重複緑地の算入率
工業地域及び指定地域	10%以上	5%以上	50%以内
準工業地域	15%以上	10%以上	50%以内
その他の地域	25%以上	25%以上	25%以内

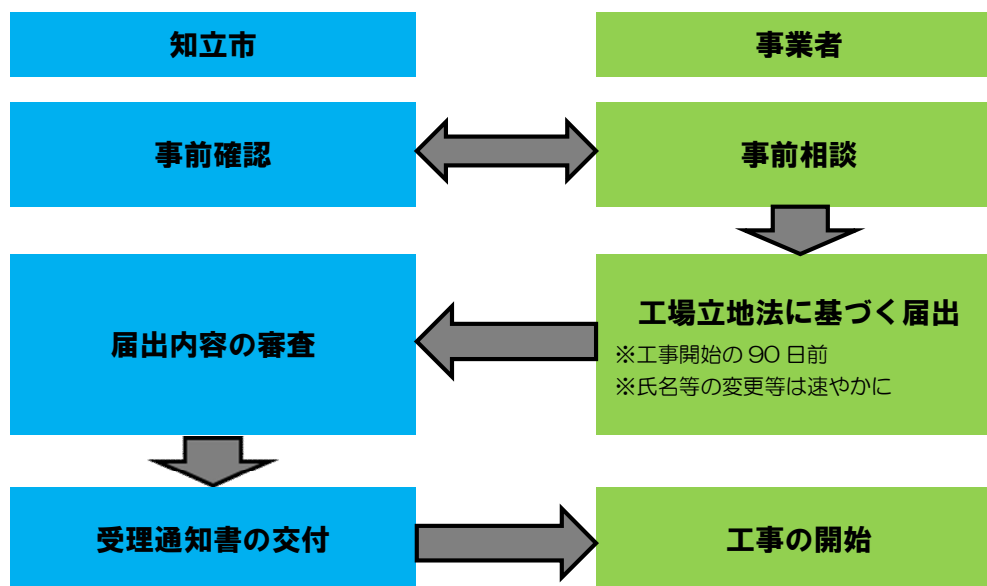
※指定地域とは、知立市都市計画マスタープランで産業促進拠点として位置付けられた地域となります。
※自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（県条例）、開発審査会基準等他法令等により定められる基準がある場合は、それらの基準も遵守してください。

◆緑地の意義

工場用地内を緑化することで、地域住民だけでなく事業者様にも様々なメリット（騒音の軽減、ヒートアイランド現象の緩和、雨水保水による減災効果）があると考えられることから、可能な限り多くの緑地を周辺の敷地利用形態に配慮した計画に努めてください。

◆届出の方法

届出にあたっては、期間に余裕をもってご相談ください。



※届出の様式等は、市のホームページからダウンロードできます。

◆工場立地法の届出が必要な場合

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| • 工場を新設する場合 | • 工場で製造する製品が変更される場合 |
| • 工場の生産施設面積を増加する場合 | • 氏名等を変更する場合 |
| • 工場の敷地面積に増減が生じる場合 | • 工場の権利を継承する場合 |
| • 工場の緑地や環境施設面積が減少する場合 | • 工場を廃止する場合 |
- など

◆お問合せ先

〒472-8666 知立市広見三丁目 1 番地（市役所3階）
知立市役所企業立地推進課
TEL：(0566) 95-0141（直通）
E-mail：kigyo@city.chiryu.lg.jp